平成２６年（フ）第３８６号
千葉県松戸市新松戸北２丁目９番地の２　ラフィーヌ池田１番館105号
債務者　本田　勝美（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３３号
兵庫県川西市下加茂２丁目４番２―403号
債務者　岡本　沙霧（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
兵庫県伊丹市若菱町６丁目11番地
債務者　黒木　房之
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番７―507号
債務者　中村　志麻（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１０号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目２番５―403号
債務者　田中智恵美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３４号
兵庫県芦屋市東山町10番２―503号、前住所兵庫県神戸市東灘区深江本町１丁目14番８―403号
債務者　長尾　順子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５９号
兵庫県西宮市中殿町１番５―603号
債務者　馬場ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３号
島根県浜田市金城町追原1337番地
債務者　岡本美都子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第４２５号
北九州市小倉南区上貫３丁目15番11号
債務者　上田　景子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４３３号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番４号
債務者　安冨　國雄
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６号
佐賀県唐津市相知町町切780番地
債務者　高崎　弘一
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第９１６号
名古屋市港区小碓２丁目239番地　第２神野ハイツ203号
債務者　山口　直美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県三田市友が丘３丁目18番地１、従前の住所神戸市北区中里町２丁目１番地の１　Ｄ―203号
債務者　長谷川博子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０４号
神戸市東灘区住吉山手８丁目７番211号
債務者　藤川　和啓
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４３号
愛知県名古屋市瑞穂区洲山町３丁目43番地の３
債務者　瀬辺　良光
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９３号
北九州市八幡東区荒手１―３―56―302、住民票上の住所北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番３号
債務者　田中久美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６３号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1122番地14
債務者　濱田　智子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係